平成２９年（フ）第８１５号
兵庫県三田市南が丘１丁目25番27号　101号、従前の住所兵庫県三田市友が丘３丁目22番地３
債務者　遠山　諭志
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５７号
神戸市北区北五葉３丁目８番35―301号
債務者　儀　登喜蔵
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６８号
神戸市東灘区深江北町３丁目３番１―305号
債務者　森本　恵美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７０号
神戸市長田区四番町４丁目公有地　市住20―306号、従前の住所神戸市長田区六番町３丁目５番地
債務者　藤本　　愛
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７８号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番503号
債務者　山田　富栄
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８５号
神戸市長田区上池田４丁目６番19号上池田グリーンハイツ１－Ｂ号
債務者　摺木咲百合
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県宍粟市山崎町庄能411番地　ラ・グラシア201号
債務者　川端　尚希（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１１７号
愛媛県西条市喜多川369番地６　文野第２ビル202号、前住所愛媛県西条市喜多川787番地１
債務者　塩崎　憲夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３０９号
宮崎市松橋１丁目15番６号、前住所宮崎市城ケ崎２丁目５番地２　第一小村ハイツ102号
債務者　大城　隼人
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４４号
福島市鳥谷野字天神12番地の２　サンコーポ鳥谷野205号
債務者　阿曽　　努
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
福島県須賀川市森宿字ヒジリ田37番地１　市営４―14号
債務者　草野　美惠（旧姓アサーン）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　725―201号
債務者　梶原　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　725―201号
債務者　梶原久仁彦
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
和歌山県御坊市島816番地11、前住所和歌山県御坊市島374番地（市営）
債務者　山田　富美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第３１８号
大分市大字馬場410番地
債務者　船瀬　　進
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４１号
大分県由布市湯布院町川上2966番地19（轟アパート101）
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係